教第28号議案

神戸市立幼稚園園則及び神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則について 神戸市立幼稚園園則及び神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように制 定する。

令和6年10月15日提出

神戸市教育委員会事務局 事務局長 高田 純

理由

神戸市立幼稚園園則及び神戸市立高等学校学則に規定する書類の様式について、所管する課長が定めることとするにあたり、規則を改正する必要があるため。

神戸市立幼稚園園則及び神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

神戸市教育委員会 教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立幼稚園園則及び神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則 (神戸市立幼稚園園則の一部改正)

第1条 神戸市立幼稚園園則 (昭和23年12月教育委員会規則第9号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

第18条 この規則に掲げる書類の様式

は、所管課長がそれぞれ定める。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 第13条 幼児を入園させようとすると 第13条 幼児を入園させようとすると きは、保護者は、所定の入園申込書 きは、保護者は、様式第1号による を提出しなければならない。 入園申込書を提出しなければならな **V** \ ° 第17条 園長は、本市立幼稚園におい 第17条 園長は、本市立幼稚園におい て所定の教育課程を修了した幼児に て所定の教育課程を修了した幼児に は、所定の修了証書を授与する。 は、様式第3号による修了証書を授 与する。

- 第19条 この<u>規則の施行に関し</u>必要な 事項は、教育長の承認を得て園長が 定める。
- 第18条 この<u>園則施行のため</u>必要な事項は、教育長の承認を得て園長が<u>これを</u>定める。

様式第1号から様式第3号までを削る。

(神戸市立高等学校学則の一部改正)

第2条 神戸市立高等学校学則 (昭和43年3月教育委員会規則第14号) の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(誓約書)

第11条 入学を許可された者は、入学 許可の日から10日以内に、<u>所定の</u>誓 約書を校長に提出しなければならな い。

(転入学・編入学)

- 第12条 転入学又は編入学を志願する 者は、<u>所定の</u>転入学(編入学)願書を もつて校長に願い出なければならな い。
- 2、3 [略]

(休学・転学・留学・退学)

第15条 生徒が休学しようとするとき

改正前

(誓約書)

第11条 入学を許可された者は、入学 許可の日から10日以内に、<u>様式第1</u> <u>号による</u>誓約書を校長に提出しなけ ればならない。

(転入学・編入学)

- 第12条 転入学又は編入学を志願する 者は、<u>様式第2号による</u>転入学(編 入学)願書をもつて校長に願い出な ければならない。
- 2、3 [略]

(休学・転学・留学・退学)

|第15条 生徒が休学しようとするとき

は<u>所定の</u>休学願をもつて、転学しようとするときは<u>所定の</u>転学願をもつて、留学しようとするときは<u>所定の</u>留学願をもつて、退学しようとするときは<u>所定の</u>退学願をもつて校長に願い出なければならない。

2、3 [略]

- 4 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、<u>所定の</u>復学願をもつて校長に願い出なければならない。
- 5 留学中の生徒が在籍校に復帰する ときは、<u>所定の</u>復帰願をもつて校長 に願い出なければならない。

(卒業)

第18条 [略]

2 校長は、卒業を認めた者には<u>所定</u> の卒業証書を授与するものとする。

(在学証明書、卒業証明書等)

第19条 校長は、在学する生徒に対して所定の在学証明書を、卒業した者に対して所定の卒業証明書を、修了した者に対して所定の修了証明書を、請求により必要に応じて交付するものとする。

は様式第3号による体学願をもつて、転学しようとするときは様式第4号による転学願をもつて、留学しようとするときは様式第5号による留学願をもつて、退学しようとするときは様式第6号による退学願をもって校長に願い出なければならない。

2、3 [略]

- 4 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、<u>様式第7号による</u>復学願をもつて校長に願い出なければならない。
- 5 留学中の生徒が在籍校に復帰する ときは、様式第8号による復帰願を もつて校長に願い出なければならな い。

(卒業)

第18条 「略]

2 校長は、卒業を認めた者には<u>様式</u> 第9号による卒業証書を授与するも のとする。

(在学証明書、卒業証明書等)

第19条 校長は、在学する生徒に対して様式第10号による在学証明書を、卒業した者に対して様式第11号による卒業証明書を、修了した者に対して様式第12号による修了証明書を、請求により必要に応じて交付するも

(施行細目の委任)

第20条 この規則に掲げる書類の様式は、所管課長がそれぞれ定める。

第21条 この規則の施行に関し必要な 事項は、教育長の承認を得て校長が 定める。 のとする。

(施行細目の委任)

第20条 この規則の施行に関し必要な 事項は、教育長の承認を得て校長が 定める。

様式第1号から様式第12号までを削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市立幼稚園園則及び神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則について

1. 概要

- ・「神戸市立幼稚園園則」では修了証書等 2 様式を、「神戸市立高等学校学則」では卒業証 書等 12 様式を規定している。
- ・また、幼稚園の修了証書、高等学校の卒業証書については、規則に定める様式に基づき、 それらの台帳と並べて割印を押印している。
- ・一方、割印の押印事務は学校園で負担となっており、割印がなくても当該書類は有効であることを確認している。
- ・以上のことから、神戸市立幼稚園園則及び神戸市立高等学校学則を改正し、規則に規定 する様式については所管する課長が定めることとし、今後所管する課長において定める 様式において、割印の押印を廃止する。

2. 改正内容

・神戸市立幼稚園園則及び神戸市立高等学校学則に規定する様式を削り、これらの規則に 掲げる書類の様式は、それを所管する課長が定めるとの条文を加える。

3. 施行日

公布の日から施行する。